

■ の文言は改定後に追加・変更・削除となります。

りそなゴールド《セゾン》ビジネス ETC 規約

改定前	改定後
<p>第 2 条（定義）</p> <p>本規約における次の用語は、以下のとおりの定義で用います。</p> <p>①「ETCカード」とは、道路事業者が運営するETCシステムにおいて利用される通行料金支払いのための専用カードをいいます。</p> <p>②「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社または都道府県もしくは市町村である道路管理者のうちりそなカード株式会社（以下「当社」という）の提携カード会社（以下「提携会社」という。また当社と提携会社を併せて以下「両社」という）がクレジットカード決済契約を締結した者をいいます。</p> <p>③「ETCシステム」とは、道路事業者の定める料金所においてETC利用者がETCカードおよび車載器、ならびに道路事業者の路側システムを利用して通行料金の支払いを行うシステムをいいます。</p> <p>④「車載器」とは、ETC利用者がETCシステム利用のため車輦に設置する通信を行うための装置をいいます。</p> <p>⑤「路側システム」とは、道路事業者の定める料金所のETC車線に設置され、ETC利用者の車載器と無線の方法により必要情報を授受する装置をいいます。</p> <p>⑥「通行料金」とは、道路事業者が道路の通行または利用について徴収する料金をいいます。</p>	<p>第 2 条（定義）</p> <p>本規約における次の用語は、以下のとおりの定義で用います。</p> <p>(1)「ETCカード」とは、道路事業者が運営するETCシステムにおいて利用される通行料金支払いのための専用カードをいいます。</p> <p>(2)「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社または都道府県もしくは市町村である道路管理者のうちりそなカード株式会社（以下「当社」という）の提携カード会社（以下「提携会社」という。また当社と提携会社を併せて以下「両社」という）がクレジットカード決済契約を締結した者をいいます。</p> <p>(3)「ETCシステム」とは、道路事業者の定める料金所においてETC利用者がETCカードおよび車載器、ならびに道路事業者の路側システムを利用して通行料金の支払いを行うシステムをいいます。</p> <p>(4)「車載器」とは、ETC利用者がETCシステム利用のため車輦に設置する通信を行うための装置をいいます。</p> <p>(5)「路側システム」とは、道路事業者の定める料金所のETC車線に設置され、ETC利用者の車載器と無線の方法により必要情報を授受する装置をいいます。</p> <p>(6)「通行料金」とは、道路事業者が道路の通行または利用について徴収する料金をいいます。</p>
<p>第 3 条（ETCカードの発行・管理責任）</p> <p>(2) 当社は、当社が発行するクレジットカード会員・使用者のうち、本特約を承認のうえ当社の定める方法で ETC カードの発行を申込み、当社が ETC カードの利用を承諾した場合、当該会員・使用者が指定したク</p>	<p>第 3 条（ETCカードの発行・管理責任）</p> <p>(2) 当社は、当社が発行するりそなゴールド《セゾン》ビジネス（以下、「指定カード」という）会員のうち、本規約を承認のうえ当社の定める方法で ETC カードの発行の申込みを行った法人、個人事業主または非法</p>

<p>レジットカード(以下「指定カード」という。)に追加して ETC カードを発行します。契約は当社が承諾した日に成立するものとします。</p>	<p>人たる団体(以下まとめて「法人」という)で、当社が適格と認めた法人を法人会員(以下「会員」という)とし、当該会員が指定したクレジットカード(以下「指定カード」という。)に追加して ETC カードを発行します。契約は当社が承諾した日に成立するものとします。</p>
<p>第 6 条 (ETCカードの解約・利用・貸与の停止など)</p>	<p>第 6 条 (ETCカードの解約・利用・貸与の停止など)</p>
<p>(3) 会員・使用者が本規約もしくは指定カードの会員規約に違反した場合、または ETC カードもしくは指定カード等(指定カードその他当社発行のクレジットカードをいいます。以下同じ。)の利用状況が不適切な場合、その他当社が会員・使用者として不適切と認めた場合は、当社は、会員・使用者に通知もしくは催告することなく ETC カードまたは指定カード等の利用停止、返却その他の指定カード等の会員規約の会員資格喪失規定に定める措置をとることができるものとします。</p>	<p>(3) 会員・使用者が本規約もしくは指定カードの会員規約に違反した場合、または ETC カードもしくは指定カード等(指定カードその他当社発行のクレジットカードをいいます。以下同じ。)の利用状況が不適切な場合、その他当社が会員・使用者として不適切と認めた場合は、当社は、会員・使用者に通知もしくは催告することなく ETC カードまたは指定カード等の利用停止、返却その他の指定カード等の会員規約の会員資格喪失規定に定める措置をとることができるものとします。</p>
<p>第 7 条 (ETCカードの紛失・盗難等)</p>	<p>第 7 条 (ETCカードの紛失・盗難等)</p>
<p>(2) ETC カードの紛失・盗難の場合の会員の責任は、指定カードの会員規約に定めるカード紛失・盗難時の規定に準じます。</p>	<p>(2) ETC カードの紛失・盗難の場合の会員・使用者の責任は、指定カードの会員規約に定めるカード紛失・盗難時の規定に準じます。</p>
<p>第 11 条 (カード会社の免責)</p>	<p>第 11 条 (カード会社の免責)</p>
<p>両社は、ETC カードのご利用代金の決済に関する事項を除いて ETC システムおよび車載器に関するいっさいの紛議の解決および損害賠償の責任を負いません。</p>	<p>(1) 両社は、ETC カードのご利用代金の決済に関する事項を除いて ETC システムおよび車載器に関するいっさいの紛議の解決および損害賠償の責任を負いません。</p> <p>(2) 会員・使用者が、当社および道路事業者等の定める所定の条件を充足した場合には、ETC カードを第 4 条に定める利用方法以外の用途に利用(以下「多目的利用」という)することができる場合があります。この場合において、会員・使用者は、指定カードの会員規約、本規約および多目的利用のサービスを提供する事業者が定める利用規約等に従って ETC カードを利用するものとします。両社は、事由の如何を問わず、多目的利用のサービスに関しては決済の事項を除いていっさいの責任を負担せず、当該サービスに関連して生じるいっさいの紛議(ETC システムや車載</p>

	器に係るものも含む)の解決および損害賠償についても責任を負わないものとします。
(2020年4月現在) R32018(2004)SHI	(2025年1月現在) R32018(2501)SHI